

1 事業名

市道路線の認定

市道 1-1019 号線、市道 4-1407 号線、市道 5-2031 号線

2 事業の概要

上記 3 路線については、都市計画法に基づく開発行為に伴い新規に築造された道路であり、この度市に帰属したことから、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線として認定するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法、都市計画法

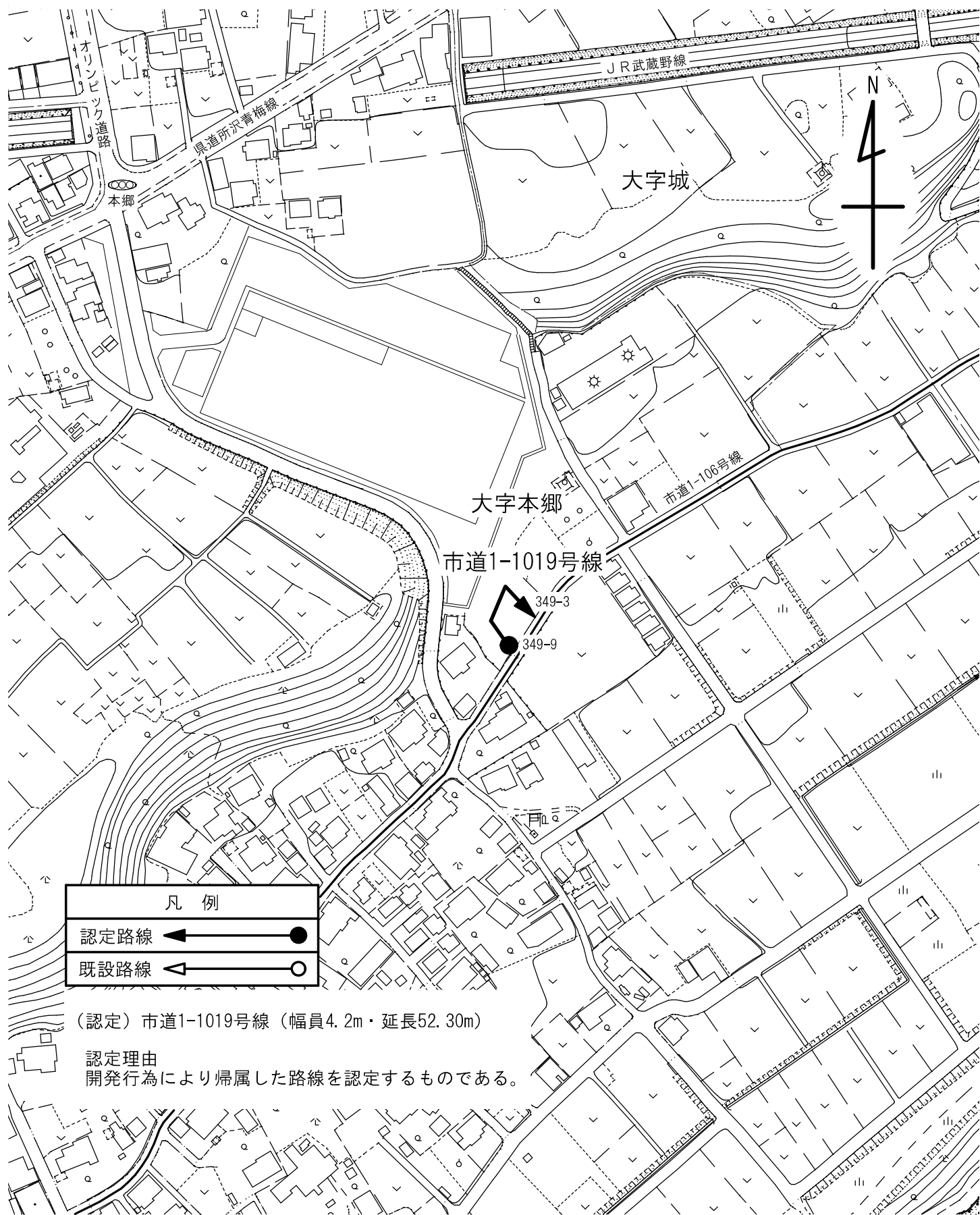
6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

認定する 3 路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図 1 から 3 までのとおりである。

市道路線案内図 1



(認定) 市道1-1019号線 (幅員4.2m・延長52.30m)

認定理由
 開発行為により帰属した路線を認定するものである。

市道路線案内図 2



（認定）市道4-1407号線（幅員4.2m・延長49.00m）

認定理由
開発行為により帰属した路線を認定するものである。

市道路線案内図 3



凡 例	
認定路線	← ●
既設路線	← ○

(認定) 市道5-2031号線 (幅員4.2m・延長57.10m)

認定理由
 開発行為により帰属した路線を認定するものである。

